

役員報酬規程

平成20年4月1日制定

(目的)

第1条 この規程は、社団法人日本建築あと施工アンカー協会(以下「本協会」という。)定款第17条第1項に規定する常勤役員の報酬の支給に関する事項を定めることを目的とする。

(役員報酬)

第2条 この規程による役員報酬とは、本協会が常勤役員に対し業務の対価として支払うものをいい、年俸とする。

2 常勤役員の報酬は、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)第6条に規定する指定職俸給表が適用される職員が受ける年間給与に準じ、指定職俸給表1号に定める金額を限度として本協会の資産及び収支の状況を勘案し、会長が別に定める。

(報酬月額)

第3条 報酬は、年俸の12分の1を報酬月額として毎月支給する。

(役員報酬の支払)

第4条 役員報酬は、職員給与の支給日に支給する。

2 月の途中で役員に就任したとき、又は月の途中で役員の退任したとき、あるいは死亡したときは、報酬は日割計算で行うものとする。

(端数処理)

第5条 報酬月額等の算定において生じた100円未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

(細則)

第6条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

この規程は、平成20年4月1日から施行する。